

## 第67号議案

### 愛南町国民健康保険条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

#### 愛南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛南町国民健康保険条例(平成16年愛南町条例第132号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日前の出産に係る愛南町国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和3年12月10日提出

愛南町長 清水 雅文

#### 提案理由

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金等の額が見直されたため。

愛南町国民健康保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 略 第1章 町が行う国民健康保険の事務	目次 略 第1章 町が行う国民健康保険の事務
第1条 略 第2章及び第3章 削除	第1条 略 第2章及び第3章 削除
第2条から第5条まで 削除 第4章 保険給付	第2条から第5条まで 削除 第4章 保険給付
第6条 略 (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4,000円</u> を支給する。 ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1万6,000円</u> を上限として加算するものとする。	第6条 略 (出産育児一時金) 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8,000円</u> を支給する。 ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1万2,000円</u> を上限として加算するものとする。
2 略 以下 略	2 略 以下 略